
伊勢広域環境組合
し尿処理施設運転管理業務委託

仕様書

令和4年9月

伊勢広域環境組合

目 次

第 1 一般仕様書	1
1. 一般事項	1
(1) 目的	1
(2) 業務の範囲	1
(3) 業務の履行	1
(4) 運転管理	1
(5) 総括責任者等の選任	1
(6) 業務従事者の職務及び知識経験等	1
(7) 労務管理	2
(8) 教育・訓練等	2
(9) 提出書類	2
(10) 緊急事態発生時の対応	2
(11) 秘密等の保持	3
(12) 関係法令の遵守	3
(13) 契約終了時の業務引継	3
(14) 業務履行の監視	3
(15) 損害の賠償	3
(16) 契約解除	3
(17) その他	3
(18) 疑義	3
2. 業務要領	4
(1) 業務計画	4
(2) 運転操作	4
(3) 保守点検	4
(4) 修繕等	4
(5) 報告書等	4
3. 委託代金の支払	4
(1) 組合が支払う委託料	4
4. 管理費用範囲	5
(1) 支給・貸与物件等	5
(2) 乙の負担費用	5
第 2 特記仕様書	6
1. 業務概要	6
(1) 業務の概要	6
(2) 業務の範囲	7
(3) 業務従事者名簿等の提出	7
(4) 有資格者等の配置	8

(5) 保全の職務.....	8
(6) 従事者の交代.....	8
(7) 従事者の服装.....	8
2. 業務内容	9
(1) 業務内容.....	9
(2) 業務日等.....	12
(3) 勤務時間.....	12
(4) 連絡調整等.....	12
(5) 過去実績.....	12

第1 一般仕様書

1. 一般事項

(1) 目的

本仕様書は、伊勢広域環境組合(以下「甲」という。)が設置した、し尿処理施設、その他関連施設等(以下「施設」という。)での運転管理業務(以下「本業務」という。)を安全かつ適正に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

(2) 業務の範囲

本業務の委託範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検、保全整備及びこれら運転管理に付随する一切の業務とする。

(3) 業務の履行

受託者(以下「乙」という。)は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、業務提案書及びその他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(4) 運転管理

- ア 施設の運転管理は、施設の性能を十分に発揮させるように効率的かつ経済的な運転を行うこと。
- イ 施設の運転管理にあたっては、環境保全関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び特記仕様書に定める環境保管理基準を遵守すること。

(5) 総括責任者等の選任

- ア 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から総括責任者、主任、運転員、事務員(以下「総括責任者等」という。)を選任しなければならない。
- イ 選任された総括責任者等が病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに総括責任者等を選任しなければならない。

(6) 業務従事者の職務及び知識経験等

業務従事者の職務及び必要な資格、知識経験等は、次のとおりとする。

- ア 総括責任者は、施設全般に精通し業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し甲の指示に従い、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- イ 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- ウ 総括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする。
- エ 総括責任者は、同等施設の運転実務経験を5年以上有する者とし、かつ、管理監督者としての1年以上の経験を有する者であること。
- オ 主任は、専門技術及び知識を有し、運転操作、保守点検等を総合的に現場指導等ができ、総括

責任者を補佐し、総括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。

カ 主任は、適正な設備機器の運転状況の判断、操作及び保守点検、保全整備等の内容判断ができ、3年以上の実務経験を有する者とする。

キ 運転員は、適正な設備機器の運転、操作及び保守点検、保全整備等ができ、1年以上の実務経験を有する者とする。

(7) 労務管理

乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保健法、厚生年金保健法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。

イ 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を一義として、作業効率、作業能率の向上に努めること。

ウ 乙は、業務従事者の労働管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(8) 教育・訓練等

ア 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を実施すること。

イ 乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

(9) 提出書類

乙は、契約締結後速やかに、次の書類を甲に提出すること。

ア 総括責任者等選任届

イ 業務従事者名簿

ウ 職務分担届

エ 資格取得者名簿

オ 非常招集体制表

カ 安全衛生管理組織図

キ その他、甲が指示する書類

(10) 緊急事態発生時の対応

ア 乙は、地震、大雨、台風等の災害時及び爆発、火災、人身事故、その他設備及び機器類に関する重大な故障などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

イ 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、甲に直ちに連絡すること。

ウ 乙は、緊急事態発生時の対応措置について、甲に書面で速やかに報告すること。

エ 乙は、緊急事態が発生した場合には、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させるなど、二次災害の防止に努めること。

(11) 秘密等の保持

- ア 乙は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の契約満了後も同様とする。
- イ 職務上作成し、又は知り得た個人に関する情報について、個人情報取扱特記事項（別紙1）に基づき他人に知らせ又は不当な目的に使用することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(12) 関係法令の遵守

乙は、業務の履行にあたっては常に最新の関係法令を把握し、遵守すること。

(13) 契約終了時の業務引継

乙は、契約の完了する日までのうち、甲が必要と認められる時期において、次期業務受託者等、甲が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、甲が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、甲の承認を得なければならない。

(14) 業務履行の監視

甲は、乙により実施される運転管理業務の状況について必要な監視を行い、施設の運転管理の方法について協議し、必要に応じて運転計画書等を施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

この場合、履行状況の監視は、施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び乙から提出される各種報告書等により行う。また、甲は、必要に応じ、自らの負担において施設に係る調査を行うことができる。

(15) 損害の賠償

乙は、委託期間に関する損害の賠償については、本業務の業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び伊勢広域環境組合し尿処理施設運転管理業務委託入札説明書(以下「入札説明書」という。)に基づき定めるものとする。

(16) 契約解除

甲は、乙が本業務を継続できない事態が生じた場合には、契約書及び入札説明書に基づき、契約を解除することができる。

また、契約の解除日は、次の委託業者の契約が完了するまでとし、施設の運転管理業務は継続すること。また、その費用及び労務管理等は乙が負担するものとする。

(17) その他

乙は、ISO等の運用に係わる協力団体としての制約を受けるもので、業務遂行において、甲と同様の行動等を図るものとする。また、SDGsの目標達成に向けての取り組みについても推進すること。

(18) 疑義

乙は、本業務の実施にあたり、仕様書に明記されていない細部の事項及び業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、問題の解決を図らなければならない。

2. 業務要領

(1) 業務計画

乙は、特記仕様書に定める運転計画書等を作成し、速やかに甲に提出すること。

(2) 運転操作

ア 施設の運転は、運転計画書、甲が貸与する機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行すること。

イ 甲の実施する修繕工事等に伴い、運転計画書等の変更が必要な場合には、乙は甲と協議して変更すること。

ウ 甲により、施設の停止及び運転等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(3) 保守点検

ア 乙は、常に施設の保守管理に注意を払い、日常保守点検は、特記仕様書に基づいて、実施すること。

イ 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充しなければならない。

(4) 修繕等

ア 乙は、日常保守点検時にて発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具、補修材料等を用い甲の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 業務の履行上、乙の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、すべて乙の責任において処理すること。

(5) 報告書等

乙は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、日報については、翌日に、各種報告書等については、指定された期日までに甲に提出すること。

3. 委託代金の支払

(1) 組合が支払う委託料

ア 本業務委託料は、月払いとし、乙からの請求により支払うものとする。

イ 本業務委託料の各月の支払い分は、業務委託料を60で除した金額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合には、最終月に調整するものとする。

ウ 本業務の契約締結日から令和5年3月31日までは運営準備期間に該当し、この期間に生じる費用は事業者の負担とする。

4. 管理費用範囲

(1) 支給・貸与物件等

ア 乙が業務履行のために必要とする物件等で、甲が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(ア) 支給物件

- a 電気、水道、ガス
- b 各種薬剤、燃料及び油脂類
- c 予備品、消耗品、補修材料

(イ) 貸与物件

- a 構内電話設備、拡声設備
- b 保守点検用具、備付工具、工作用機器
- c 完成図書(機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面、配置図、系統図などの竣工図類)
- d 駐車場
- e フォークリフト
- f その他甲が必要と認めたもの

(ウ) 施設及び附帯設備等の使用

運転管理に必要な各室、トイレ等

イ 甲は、支給物件の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

ウ 乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的かつ経済的に使用しなければならない。

エ フォークリフトを借用する場合は甲に借用書を提出すること。フォークリフトについては、甲が公益社団法人全国市有物件災害共済会に自動車損害共済を委託しているが、その他必要と考える保険があれば乙が加入することとし、保険契約の内容及び保険証書の内容については、甲の確認を受けるものとする。

オ 乙は、これらの物件等の紛失、損傷等又は物件の不適切な使用が有った場合には、乙の責任において補充し、若しくは現状復旧しなければならない。

(2) 乙の負担費用

次の費用、物件は乙が負担する。

ア 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費

イ 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、名札、防塵マスク、無線機、各種安全用具及び生活用具等の物件費

ウ 水質分析に必要な薬品費及び消耗品費

エ 業務に必要な外線電話の設備及び維持費

オ 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、事務用備品、清掃用品等の経費等

カ 甲が支給し、貸与する物件以外のその他の業務に必要な費用

キ 業務の引継に必要な費用及び人件費

第2 特記仕様書

1. 業務概要

(1) 業務の概要

業務の概要は、次に掲げるとおりである。

- ア 業務委託名 し尿処理施設運転管理業務委託
- イ 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- ウ 業務実施場所 伊勢市植山町245番地1
- エ 施設名称 伊勢広域環境組合 クリーンセンター
- オ 施設概要

項目	内容
処理方式	高負荷脱窒素＋高度処理 (砂ろ過＋活性炭吸着)
能力及び規模	270kL/日 (135kL/日×2 系列)
建設概要	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
延床面積	4,998 m ²
供用開始年月	平成4年4月
設計・施工	株式会社 クボタ

カ 運転条件(水質基準)

- (ア) BOD 10 mg/L 以下
- (イ) COD 20 mg/L 以下
- (ウ) S S 10 mg/L 以下
- (エ) T-N 10 mg/L 以下
- (オ) T-P 1 mg/L 以下
- (カ) 大腸菌群数 300 個/cm³ 以下
- (キ) PH 5.8 ～ 8.6
- (ク) 色度 30 度 以下

※地元協定値による。

キ 運転時間

施設の運転は24時間連続とする。

ク 環境保全管理基準 別紙2のとおり

ケ クリーンセンターの使用時間

クリーンセンターの使用時間は、原則として月曜日から金曜日、土曜日(第1、第4、第5)の8時30分から17時15分(12時00分から13時00分を除く)とする。

(2) 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりである。

ア 運転計画書の作成

施設の運転計画書は、甲が作成する年間し尿等処理予定量に基づき作成すること。

イ 次に掲げる設備の運転操作、保守点検(日常、月例等)、保全整備、測定記録等

(ア) 受入貯留設備

(イ) 前処理設備

(ウ) 一次・二次処理設備

(エ) 高度処理設備

(オ) 汚泥脱水処理設備

(カ) 脱臭設備

(キ) 電気計装設備(各現場に据付 PH 計等の校正、自家発電設備含む)

(ク) 給排水設備

(ケ) 建築設備(建築電気、機械設備を含む。)

ウ 計量業務及び受付等の監視業務

エ 中央監視室の管理、監視業務

オ 水質分析(一般項目及び甲の指示する項目)

カ 脱水汚泥搬出車両の手配、車両誘導、積込操作、積込状況監視業務

キ 沈砂清掃業務

ク 施設全般の火災防止及び盗難防止の監視業務

ケ 施設全般において緊急な事態が発生した場合の処置対応業務(夜間・土曜・日曜・祝日含む)

コ 休業日及び夜間の施設管理

(ア) 機械警備の開始操作及び解除操作

(イ) 施設の施錠、開錠

サ 施設的美観維持、清掃、整頓

(ア) 装置、設備、各室内、廊下及び乙が使用する部屋等の清掃

(イ) 物品等の整理整頓

(ウ) 運転日誌等帳票類の整理整頓

シ 薬剤、消耗品類、貸与物件等の管理

(ア) 業務に関する処理薬品類の発注、消耗品類、油脂類の管理、在庫確認、受入立会

(イ) 貸与物件の管理

ス刈草等の処理、運搬業務

セ 自動扉開閉装置保守点検業務

(3) 業務従事者名簿等の提出

乙は、業務従事者の役職(担当)、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、資格を記載した業務従事者名簿及び次項に規定する資格取得者名簿及び有資格者証の写しを、甲に提出すること。

(4) 有資格者等の配置

乙は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し届けること。

- ア 伊勢広域環境組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例に規定する技術管理者（実務経験は、し尿・汚泥再生処理施設とする）
 - イ 危険物取扱者(乙種第4類)
 - ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - エ アーク溶接特別教育修了者
 - オ 電気工事士(第2種)
 - カ 特定化学物質等作業主任者
 - キ フォークリフト運転技能講習修了者
 - ク 玉掛け技能講習修了者
 - ケ その他業務の履行上法令で定められた資格者
- ※複合格者者を認める。

(5) 保全の職務

- ア 乙は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、甲が行う整備計画書作成のための資料として整理すること。
- イ 乙は、甲が行う施設の修繕工事時等には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に参加し、また、積極的に作業中の立会いを行い、完成後の試運転等に立会うこと。
- ウ 乙は、法定点検記録など、施設運営に必要不可欠な事項及び整備計画の実施に関する記録、整理をすること。
- エ 乙は、整備計画書に含まれない機器整備について、状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行い、定期的な保全整備を実施すること。
- オ 乙は、突発的に発生する故障で、部品交換及び軽易な修繕を実施すること。

(6) 従事者の交代

- ア 乙は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて甲に提出し、承諾を受けるものとする。
- イ 乙の業務従事者が交代するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交代するものとする。
- ウ 甲は、業務遂行にあたり不適切と認められる者については、甲と乙で協議のうえ交代させることができる。

(7) 従事者の服装

- ア 乙は業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。
- イ 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、名札、作業服、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用すること。

2. 業務内容

(1) 業務内容

一般的な業務内容については、次のとおりとする。

ア 適用範囲

本業務内容は、施設運転管理の一般的なものについて定めるものであり、本業務内容に明記なき事項であっても、施設の良いな運転を維持するために、必要な事項について甲、乙協議のうえ必要な処置を講じること。

イ 管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態において対処すること。また、業務に関する従事者の管理監督については、乙がすべての責任を負うものとする。

ウ 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- (ア) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- (イ) 薬剤等の取扱作業
- (ウ) 高所作業
- (エ) 電気作業
- (オ) 高温、高圧作業
- (カ) 粉塵等の発生場所における作業
- (キ) 回転機器の取扱い作業

エ 作業計画

業務に関する作業を行うに当たっては、年間、月間及び週間作業計画を立案し、甲の承諾を受けるものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を、甲と十分協議して決定するものとする。

オ 施設の運転に関する作業

運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種施設の運転操作を実施すること。

カ 業務に関する機器及び装置に共通する作業

業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽(甲が指定したものを除く。)、排水溝等の清掃
- (イ) プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業実施
- (ウ) 日常点検
日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。
 - a 各処理水槽エアー流量計、PH計等の点検清掃作業
 - b ドラムスクリーン、スクリュープレス等点検清掃作業
 - c 脱臭洗浄塔ノズル点検清掃作業
 - d 塩酸ガス溶解タンク水封水入換作業

- e 脱水機ろ布洗浄点検作業
 - f 脱臭ファン内部点検清掃作業
 - g 日報その他による点検
- (エ) 保全整備内容
- 保全整備の内容は次のとおりとする。
- a 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種施設の保全整備
 - b 各コンベヤの点検整備
 - c 小型電動機軸受等の交換
 - d モーターポンプステーター等の交換
 - e ダイヤフラム・ろ布等の交換
 - f 各種バルブ、配管の交換
 - g 各機器のオイル等交換、補充
 - h 薬剤、その他消耗品類補充
 - i 各機器の運転周期に伴う切り替え運転及び試運転
 - j 定期点検整備時及び停止時(故障時を含む。)における負荷の切替え作業
 - k 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験
 - l 甲が行う修繕工事等の立会
- (オ) 電気保安
- 電気保安の内容は次のとおりとする。
- a 保安規定に基づく電気設備の日常点検
 - b 停電及び電気事故に対する訓練
 - c 電気年次点検における停電、復電操作及び立会い
 - d 非常用発電機の定期的な試運転
- (カ) 薬剤及び消耗品類等の管理
- 在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう甲との連絡を密に取ること。
- (キ) 異常時の適正な処置と甲への連絡
- (ク) 運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書及びその他関係書類等の提出
- 甲に提出する書類等は次のとおりとする。
- a 運転日誌
 - b 整備報告書
 - c 事故・故障報告書
 - d 計装機器点検表
 - e 月例報告書
 - (a) 受入量報告書
 - (b) 稼働状況報告書
 - (c) 薬剤等使用量報告書
 - (d) 放流水・全リン・全窒素測定値集計表
 - (e) 運転管理作業予定表
 - (f) 運転管理作業実績表
 - (g) 搬入・搬出月報

(ケ) 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理

(コ) その他甲が指示する事項

キ 沈砂清掃業務

(ア) 受入槽(し尿受入槽、浄化槽汚泥受入槽)の上澄液を全量汲取り、一時汚泥吸排車等に積置きし、汚泥吸排車により沈砂等を汲取り受入室の沈砂槽(8箇所)に分けて排出し、一時積置きした上澄液を受入槽に排出すること。

(イ) 除去物の取り扱いについては、場内その他を汚染することなく、かつ衛生的に行うこと、又過って汚染をしたときには甲に報告し、その指示に従って適切に処置を行い、確認を受けること。

(ウ) 作業に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業の指揮監督に当たらせ、必要な酸素濃度及び硫化水素濃度等の測定を行い、記録すること。

(エ) 上記の測定の結果、安全と判断した場合においても、槽内作業員に対して保護具等の着用を義務づけ、酸素欠乏症、硫化水素中毒、転落等その他の災害については十分に留意し、安全を図ること。

(オ) その他、業務現場の秩序を保つとともに、火災、盗難、感電等の事故防止に必要な措置を講じること。

(カ) 酸素濃度及び硫化水素濃度結果、写真帳 A4 版(工事写真帳)、その他必要書類一式を甲に提出すること。

ク 刈草等の処理、運搬業務

(ア) 乙は、甲が指定した者が年4回実施する緑地管理業務により、発生した刈草及びせん定枝等の処理を実施すること。

(イ) 刈草は、十分に乾燥させた後、伊勢広域環境組合清掃工場のごみピットに投入すること。

(ウ) せん定した枝は、直径10cm以下、長さ4m以下に切断すること。

(エ) せん定した枝について、長さ1m以上の大きなものは、伊勢広域環境組合清掃工場粗大ごみ処理施設のプラットホームに運搬し、それ以外のものは、刈草とともに処理すること。

(オ) 乙は、刈草等の運搬に必要な車両を用意することとするが、車両が用意できない場合は甲が所有する車両(2tダンプ)を無償で借用できるものとする。借用する場合は甲に借用書を提出し、借用期間中においては善良な管理を行うこと。車両については、甲が公益社団法人全国市有物件災害共済会に自動車損害共済を委託しているが、その他必要と考える保険があれば乙が加入することとし、保険契約の内容及び保険証書の内容については、甲の確認を受けるものとする。

ケ 自動扉開閉装置保守点検業務

点検内容及び頻度は別紙3のとおりとし、点検結果を、その都度、甲に提出すること。

コ 施設の管理

(ア) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。

(イ) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

(ウ) 門扉及び玄関の施錠、開錠をすること。

(エ) 施設内の巡視を行い、公害防止に努めること。

(オ) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

サ その他業務

その他、甲と乙との協議による業務を実施すること。また、本業務の目的達成及び施設の機能(性能)発揮のため、仕様書に明記されていない事項であっても業務遂行上必要と認められる業務については、記載の有無にかかわらず乙の責任において全て行うものとする。

(2) 業務日等

- ア 業務日は、土曜日(第2、第3は除く)及び日曜日、祝日、12月30日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。
- イ 甲の方針に基づき若干の変更もあり得るものとする。
- ウ 甲により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(3) 勤務時間

- ア 業務時間は8時30分から17時15分までとする。
- イ 甲の方針に基づき若干の変更もあり得るものとする。

(4) 連絡調整等

- ア 乙は、甲が開催する次の連絡調整会議に出席すること。
 - (ア) 安全衛生委員会
 - (イ) 安全パトロール
 - (ウ) その他、甲の招集する会議等
- イ 乙は、業務を安全かつ適正で効率的に履行するため、月1回以上の甲乙共同会議を開催すること。

(5) 過去実績

- ア 搬入量及び搬出量実績 別紙4のとおり
- イ 施設稼働日数等実績 別紙5のとおり
- ウ 主な薬品の使用量実績 別紙6のとおり

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、伊勢広域環境組合特定個人情報取扱規程その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約の事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、甲にその旨を報告しなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、甲にその旨を報告しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4条 乙は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にしておかなければならない。

2 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 乙は、従事者に対し、個人情報の違法な利用及び提供に関して条例で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 乙は、従事者に対し、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、委託先及び委託の範囲を甲に報告し、あらかじめ甲の書面による承

諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 乙は前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、甲の貸与した個人情報並びに乙及び再委託先がこの契約による事務を処理するために収集した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

(作業場所の指定等)

第9条 乙は、この契約の事務の処理については、甲の施設内において行うものとする。ただし、甲の施設外で事務することにつき、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ甲に届け出て甲の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

- 2 乙は、甲の施設内においてこの契約の事務の処理を行うときは、甲の指定する時間に実施するものとする。この場合において、乙は従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

- 3 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報を、甲の施設内又は第1項ただし書きの規定により甲の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10条 乙は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第13条 甲は、乙がこの契約による事務を処理するにあたっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め又は実地に検査することができるものとする。

- 2 乙は、甲からの前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) この契約による事務を処理するために乙が取り扱う個人情報について、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前1号に掲げる場合のほか、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

注1 甲は伊勢広域環境組合を、乙は受託者をいう。

- 2 個人情報を取り扱う事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

騒音・振動・悪臭(定常運転時の敷地境界線にて下記に規定する基準値以下とすること)

項 目		運転管理基準
騒音	朝夕	55 dB
	昼間	60 dB
	夜間	50 dB
振動	昼間	65 dB
	その他	60 dB
悪臭	アンモニア	1 ppm
	メチルメルカプタン	0.002 ppm
	硫化水素	0.02 ppm
	硫化メチル	0.01 ppm
	二硫化メチル	0.009 ppm
	トリメチルアミン	0.005 ppm
	アセトアルデヒド	0.05 ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
	イソブタノール	0.9 ppm
	酢酸エチル	3 ppm
	メチルイソブチルケトン	1 ppm
	トルエン	10 ppm
	スチレン	0.4 ppm
	キシレン	1 ppm
	プロピオン酸	0.03 ppm
	ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	
イソ吉草酸	0.001 ppm	

業務の概要

項目	内容
対象設備	搬入室出入口の自動扉
台数	3台 (入口の3連片引2台、出口の2連両引1台)
点検頻度	4回/年 (3ヶ月に1回)

点検内容

項目	点検内容
駆動・制御・ 動力・作動装置	チェーンの締付・張り・摩耗
	駆動装置の締付
	開閉速度
	開き保持時間
	開閉力
	エンジンの締付
	従動プーリーの締付等
懸架部 ドア・サッシ部	レールの締付・曲り・摩耗
	吊り車の磨耗・締付
	扉の上がり
	戸当たりゴムの磨耗
	ドアとガイドレールの隙間
	異音等
検出部 電源回路	センサーの検出機能
	感度の設定
	補助光線の機能等
	電源・電圧
	電線支持・接続・損傷等

(搬入量及び搬出量実績)

1 令和2年度

単位：KL

	搬入量			搬出量	
	生し尿	浄化槽 汚泥	計	脱水 汚泥	沈砂 汚泥
4月	565	3,374	3,939	105t	1.24t
5月	460	2,769	3,229	97t	0.65t
6月	549	3,187	3,736	98t	1.07t
7月	623	3,077	3,700	95t	0.57t
8月	642	2,590	3,232	79t	1.06t
9月	570	2,785	3,355	67t	0.72t
10月	619	3,350	3,969	82t	0.78t
11月	515	3,046	3,561	65t	0.81t
12月	843	2,954	3,797	106t	0.94t
1月	472	2,669	3,141	55t	0.54t
2月	524	2,718	3,242	83t	0.58t
3月	621	3,750	4,371	129t	0.48t
合計	7,003	36,269	43,272	1,061t	9.44t

2 令和3年度

単位：KL

	搬入量			搬出量	
	生し尿	浄化槽 汚泥	計	脱水 汚泥	沈砂 汚泥
4月	572	2,956	3,528	98t	1.19t
5月	461	2,885	3,346	65t	0.49t
6月	536	3,053	3,589	91t	0.77t
7月	590	3,078	3,668	81t	0.54t
8月	602	2,506	3,108	79t	1.01t
9月	534	2,847	3,381	74t	0.60t
10月	574	3,133	3,707	60t	0.74t
11月	509	2,777	3,286	65t	0.70t
12月	789	3,027	3,816	82t	0.99t
1月	458	2,650	3,108	92t	0.57t
2月	507	2,837	3,344	73t	0.56t
3月	604	3,704	4,308	116t	0.45t
合計	6,736	35,453	42,189	976t	8.61t

(施設稼働日数等実績)

1 令和2年度

単位：日

	日数	搬入日数	搬入台数	稼働日数
4月	30	23	1,783台	30
5月	31	21	1,527台	25
6月	30	24	1,782台	29
7月	31	23	1,712台	29
8月	31	23	1,560台	27
9月	30	22	1,586台	27
10月	31	25	1,830台	30
11月	30	21	1,626台	26
12月	31	23	1,824台	29
1月	31	22	1,444台	25
2月	28	20	1,489台	21
3月	31	25	1,890台	31
合計	365	272	20,053台	329

2 令和3年度

単位：日

	日数	搬入日数	搬入台数	稼働日数
4月	30	23	1,639台	30
5月	31	21	1,555台	26
6月	30	24	1,738台	28
7月	31	23	1,704台	27
8月	31	23	1,484台	28
9月	30	22	1,551台	29
10月	31	24	1,696台	30
11月	30	22	1,527台	29
12月	31	23	1,809台	28
1月	31	22	1,413台	25
2月	28	20	1,513台	26
3月	31	24	1,844台	31
合計	365	271	19,473台	337

(主な薬品の使用量実績)

1 令和2年度

単位 : kg

	使用量					
	苛性 ソーダ	次亜塩素酸 ソーダ	硫酸 バンド	カチオン	消泡剤	活性炭 (水処理)
4月	11,738	2,628	14,482	315	310	
5月	10,225	3,204	13,689	285	287	5,850
6月	11,238	2,328	13,949	255	329	
7月	12,913	3,300	13,117	225	301	5,850
8月	11,813	3,888	12,688	210	323	
9月	11,275	2,424	12,792	225	303	5,850
10月	11,225	2,196	14,612	255	325	
11月	8,638	2,244	11,895	240	247	5,850
12月	9,388	1,776	14,508	285	323	
1月	6,438	1,320	11,895	210	238	5,850
2月	6,600	1,752	10,283	240	195	
3月	12,700	1,920	17,290	480	358	5,850
合計	124,188	28,980	161,200	3,225	3,539	35,100

2 令和3年度

単位 : kg

	使用量					
	苛性 ソーダ	次亜塩素酸 ソーダ	硫酸 バンド	カチオン	消泡剤	活性炭 (水処理)
4月	10,000	1,776	13,390	330	281	
5月	9,713	2,676	12,831	210	276	5,850
6月	15,938	2,400	13,611	255	329	
7月	15,875	3,552	12,246	225	285	5,850
8月	8,925	3,408	12,675	255	292	
9月	9,025	2,796	14,066	240	310	5,850
10月	8,463	2,124	14,417	210	320	
11月	7,425	1,248	12,077	195	238	5,850
12月	9,213	2,172	12,753	270	258	
1月	7,200	1,632	12,376	270	279	5,850
2月	6,625	1,356	11,115	240	315	
3月	11,050	1,608	15,496	360	353	5,850
合計	119,450	26,748	157,053	3,060	3,536	35,100

※ 主な薬品に係る契約及び費用は甲の負担とする。